

ラ イ ツ 信 託 株 式 会 社 に 対 す る
行 政 処 分 に つ い て

1 . ライツ信託株式会社（以下「当社」という。）に対しては、平成 23 年 12 月 22 日付で信託業法第 45 条第 1 項の規定に基づく業務の一部停止命令及び第 43 条の規定に基づく業務改善命令（以下「23 年 12 月改善命令」という。）を発出したところである。

しかしながら、当社から提出された報告等によると、23 年 12 月改善命令が履行されていない状況にある。

具体的には、「今回の行政処分内容及び当社における信託業の廃止の方針を踏まえて、受益者と改めて協議の上、受益者保護のために必要な措置を検討し、直ちに実施すること」、「当社の直近の状況（今回の行政処分内容及び影響を含む。）及び受益者保護のために必要な措置等を踏まえて、信託業の廃止に向けた合理的な計画を策定し、直ちに実行すること」を命じたところであるが、受託中の信託の終了手続きの遅延等に伴い、当社自らが策定した信託業の廃止に向けた計画はいまだ履行できていない。

したがって、当社の状況は、信託業法第 45 条第 1 項第 4 号（法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき）及び第 43 条の「信託会社の業務又は財産の状況に照らして、信託業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるとき」に該当するものと認められる。

2 . 以上のことから、当社における信託業の廃止の方針を踏まえ、受益者保護のために必要な措置等を命ずるため、本日、以下の行政処分を行った。

（ 1 ）業務の一部停止命令

平成 24 年 7 月 5 日（木）から平成 24 年 10 月 23 日（火）までの間、信託業にかかる業務（平成 24 年 7 月 4 日以前の既存の契約の信託財産の管理・返還にかかる業務、下記（ 2 ）の業務改善命令の実施に必要な業務及び当局が個別に承認した業務を除く。）を停止すること。

（ 2 ）業務改善命令

信託業務の健全かつ適切な業務運営を確保するため必要があると認められることから、以下の措置を講じること。

今回の行政処分内容及び当社における信託業の廃止の方針を踏まえて、受益者と改めて協議の上、受益者保護のために必要な措置を検討し、直ちに実施すること。

上記 の実施に当たっては、以下の事項も併せて実施すること。

- イ．当社の直近の状況(今回の行政処分内容及び影響を含む。)及び受益者保護のために必要な措置等を踏まえて、信託業の廃止に向けた合理的な計画を策定し、直ちに実行すること
- ロ．上記イ．の計画策定に当たっては、信託業の廃止の方針を踏まえた受益者保護のための対応など、23年12月改善命令が履行できていない事項について、いまだ履行できていない原因、履行するための合理的な方策を検討し、履行時期を明らかにして計画に盛り込むこと

当社が信託業の廃止手続きを完了するまでの間、信託会社として適切な法令等遵守、経営管理及び内部管理態勢等を確保すること。その際は、以下の事項についても確実に実行すること。

- イ．既存信託契約の管理・返還にかかる業務を適切に実行できる人的構成及び態勢を確保すること
 - ロ．受益者保護のために必要な財務基盤・資金を確保するための合理的な計画を策定し、直ちに実行すること
- 八．信託契約の関係書類及び信託財産に関する帳簿等の重要物件について、滅失・毀損・遺漏等が発生しないよう適切に管理すること
- 二．信託財産の保全と分別管理を徹底するとともに、会社財産を不当に費消する行為を行わないなど、顧客保護に万全の措置を講じること

受益者と協議する際や資本政策等を実施する際には、受益者や投資家等に対し、当社の財務・経営状況等に関する直近の状況(本処分の内容、処分の理由及び処分の影響を含む。)を適切に説明、情報開示すること。

上記 イ .及び ロ .の計画については、すみやかに提出するとともに、その実行状況は平成24年7月17日(火)を初回として、毎月15日までに又は当局の求めに応じて随時に報告すること。

上記 二 .の分別管理状況については、平成24年7月2日(月)から営業日ごとに報告すること。

連絡・問い合わせ先

東海財務局 理財部 金融監督第1課
052 - 951 - 2493(直通)